議長おはようございます。

本日をもって召集されました平成28年第2回南幌町議会臨時会を 開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

7番 佐藤妙子議員、8番 菅原 文子議員。以上、御両名を指名 いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は5月27日、本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は5月27日、本日1日限りと決定いたしました。

- ●日程3 諸般報告をいたします。
- ・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は監査委員より平成28年2月分、 3月分及び4月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容 については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

●日程4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度南幌町一般会計補正予算(第6号))を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第39号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成27年度南幌町一般会計補正予算(第6号)であり、歳入では、地方消費税交付金特別交付税の最終確定に伴う追加、及び地方創生加速化交付金の減額、並びに歳出では、財政調整基金積立金の追加、及び空知・首都圏交流基盤創造事業関連経費、町道除排雪事業経費の減額が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,698万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,250万1,000円とするものです。詳細につきましては、副町長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

内容の説明を求めます。副町長。

副 町 長 それでは、議案第39号 専決処分書の平成27年度南幌町一般会 計補正予算(第6号)の説明を行います。今回の補正予算につきまし ては、主に各種交付金並びに特別交付税などの確定による精査と、3 月議会定例会において繰越明許費として補正計上いたしました、空知 総合振興局が主体となり実施を予定しておりました、管内24市町の 広域連携事業が地方創生加速化交付金の対象外となったことから全額 減額するものでございます。

始めに歳出から説明をいたします。14ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費並びに2目文書広報費は、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3目財産管理費、補正額1億1,076万円の追加です。説明欄の財産管理経費で財政調整基金積立金1億1,053万8,000円の追加です。余裕財源を積み立てるもので、これにより平成27年度末残高は10億6,916万9,000円となります。ふるさと応援基金積立金で22万2,000円の追加です。平成27年度の確定によるもので、実績につきましては、別途配布しております議案第39号資料をごらんください。寄附件数で5,193件、寄附金額で6,372万2,000円となっております。なお、寄附指定事業、謝礼品内訳等につきましては、記載のとおりでございますので、参考としてください。予算書に戻ります。14ページをごらんください。

4目企画振興費、補正額1,301万9,000円の減額です。協働まちづくり推進事業で537万4,000円の減額です。申請が1団体のみで確定によるものでございます。空知・首都圏交流基盤創造事業で764万5,000円の減額です。冒頭でも申し上げましたが、地方創生加速化交付金の対象外となったことから、次ページにかけまして全額減額をするものでございます。

9目職員給与費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額191万8,000円の減額です。戸籍住民経費で確定によるものでございます。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額57万9,000円の減額です。福祉ハイヤー利用料金助成事業で31万5,000円の減額、次ページに参りまして、障がい者自立促進交通費助成事業で26万4,000円の減額です。それぞれ確定によるものでございます。

3目老人福祉費、補正額234万8,000円の減額です。高齢者 在宅支援事業でそれぞれ確定によるものでございます。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額2,591万5,000円の減額です。町道除排雪事業でそれぞれ確定によるものでございます。なお、資料といたしまして町道除排雪業務の実績を表にまとめ、別途配布しております。内容の説明は行いませんので、参考にしていただきたいと思います。

次に歳入の説明をいたします。10ページをごらんください。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税、補正額142万4,00円の追加です。確定によるものです。

2項1目自動車重量譲与税、補正額285万9,000円の追加です。確定によるものです。

4 款配当割交付金1項1目配当割交付金、補正額275万9,00 0円の追加です。同じく確定によるものです。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金、補 正額230万4,000円の追加です。同じく確定によるものです。 次ページに参ります。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金、補正額7,00 4万1,000円の追加です。確定によるものです。

8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金、補正額34 2万7,000円の追加です。同じく確定によるものです。

10款地方交付税1項1目地方交付税、補正額3,531万円の追加です。特別交付税の確定によるもので、平成27年度の特別交付税交付総額は3億3,531万円となったところでございます。

14款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金、補正額913万9,000円の減額です。1節総務管理費国庫補助金で708万3,000円の減額です。歳出で説明しましたが、地方創生加速化交付金の対象外となったことによるものです。2節戸籍住民基本台帳費国庫補助金で205万6,000円の減額です。それぞれ確定によるものです。次ページに参ります。

4目土木費国庫補助金、補正額200万円の減額です。1節社会資本整備国庫補助金で除雪経費の減によるものでございます。

15款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額25万5,000 円の減額です。1節障がい者福祉費道補助金で、それぞれ事業費の確 定によるものです。

17款寄附金1項3目ふるさと応援寄附金、補正額22万2,00 0円の追加です。確定によるものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額3,762万3,000円の減額です。財源調整を行うもので、平成27年度の基金の取り崩しは行わない予定となります。

6目ふるさと応援基金繰入金、補正額234万8,000円の減額です。それぞれ財源充当しておりました事業費の確定により精査をするものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ6,698万1,000円を追加し、補正後の総額を55億4,250万1,000円とするものでございます。 次に第2表、繰越明許費補正の説明を行います。6ページをごらんください。廃止でございます。先ほど説明しましたが、地方創生加速化交付金が対象外となったことから事業を廃止するものでございま

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

す。以上で議案第39号の説明を終わります。

9番 石川 康弘議員。

石川議員

先ほどからいろいろ説明ありましたけども、14ページ、歳出のページで企画振興費の交流基盤創造事業ということで、繰越明許費にもありましたけれども、対象外になったというお話でありましたが、なぜ対象外になったのか。内容的に何か問題があったのかについてまずお聞きしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ただいまの御質問でございますが、この事業のほうにつきましては全空知24市町のほうで、それから空知総合振興局とあわせて、申請をさせていただいたところでございます。残念ながら不採択という形になりましたが、理由のほうをリサーチさせていただきますと、今回のこの事業のほうにつきましては、当初地方創生の計画に基づいた事業で、推進をしていくものに対して支援をするというものでございたが、途中からですね、まち・ひと・しごと創生の仕事づくり、こちらに重点を置いた事業に対して支援をするという方向で、途中でものにございます。途中までですね、道並びに空知総合振興局のほうでもですね、いろいろ努力をしていただきましたが、残念ながら不採択となったところでございます。なお、空知総合振興局では、平成28年度にこれにかわるような対策につきまして、今推進を検討しているところでございます。以上です。

議長

9番 石川 康弘議員。

石川議員

そういった、国のほうでの変更があったというふうに聞きましたけども、となると、今空知総合振興局で幾らか対応してくれるということですけども、ここに書かれています少々の事業に対して、広告料だとか委託料としてPR動画の作成などありますけども、単費を使っても幾らかやるとかそんな考え方はあるのでしょうか。そのあたりもお伺いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

ただいまの御質問でございますが、こちらの歳出で計上させていただいておりました事業のほとんどにつきましては、平成28年度当初予算と重複をさせていただいて、計上させていただいてございます。つまり、空知フェアの出店ですとか航空機内誌の広告掲載料、こちらのほうは予定どおり事業のほうを推進して参りたいというふうに考えております。ただし、この事業の中のPR動画作成業務のほうにつきましては、空知フェアのほうに出店するための動画ということでしたので、こちらの事業のほうについては実施はできませんが、知名度向上事業の中で動画制作を予定してございますので、その中で対応を検討して参りたいというふうに考えております。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、採決いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年 度南幌町一般会計補正予算(第6号))は、原案のとおり承認すること に御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに

決定いたしました。

●日程5 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (町税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第40号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例等の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 税務課長 内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第40号 専決処分の承認を求めることについての 町税条例等の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。 地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されまして、4 月1日施行に伴い町税条例等の一部を改正する条例を、3月31日に 専決処分として公布したところでございます。本日の議会臨時会にお いて報告し、承認を求めるものでございます。

今回の地方税法等の一部改正における、町税条例等の主な改正点で ございますが、条例本則では独立行政法人の名称の変更及び軽自動車 税の減免規定の改正、制定附則では固定価格買取制度対象外の再生可 能エネルギー発電設備の課税特例の導入であります。

それでは別途配布いたしました議案第40号資料、町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表にて、御説明いたします。左が改正後の新条例・右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

最初に第1条、町税条例の一部を改正する条例本則の改正について 御説明いたします。

第56条、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」中の法人等に対する規定で独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合し、名称を独立行政法人労働者健康安全機構への変更と当機構が設置する固定資産を追加するものであります。次ページに参ります。

第59条、「固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告」の規定は、独立行政法人労働者健康安全機構を追加するものでございます。

第90条、「身体障害者等に対する軽自動車税の減免」の規定は、減免に係る文言を整備するものでございます。次に制定附則の改正について、御説明いたします。

第10条の2、「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」の規定は、償却資産の課税の特例措置で、法律の改正に伴う、号のずれ及び固定価格買取制度の対象外の、自家消費型再生可能エネルギー発電設備の太陽光発電の設備に対して、課税特例率を3分の2に定めるものであります。

第10条の3、「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用 を受けようとする者がすべき申告」の規定は、熱損失防止改修工事に おいて、固定資産税の減額を受けようとする申告書の添付書類に、改修工事に係る国または地方公共団体から補助金等の交付決定を受けたことが確認できる書類を追加するものであります。次ページに参ります。

第2条、町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について御説明いたします。改正附則、町たばこ税に関する経過措置で、字句の読みかえに伴い、適用条項及び文言を整備するものであります。次に8ページに参ります。改正附則について御説明いたします。

第1条は、施行期日を規定するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置を規定するものであります。 以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結たします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(町税条例等の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに 決定いたしました。

●日程6 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第41号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の改正に伴い、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため本案を提案するものです。 詳細につきましては住民課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長住民課長

内容の説明を求めます。住民課長。

それでは、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)について御説明いたします。

改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、本町の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日専決処分として公布したところであります。本日の臨時議会にて報告し承認を求めるものでございます。主な改正点を申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しでございます。国 民健康保険の被保険者間の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の 軽減を図るため、基礎課税分、後期高齢者支援金分の課税限度額をそれぞれ2万円引き上げて、合計で上限額、現行85万円を改正後89万円とするものでございます。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の改正でございます。 国民健康保険制度では、一定の所得以下であると応益割である平等割 と均等割について7割、5割、2割の軽減措置が受けられますが、こ のたびの改正では、平成27年度に引き続き、5割軽減と2割軽減の 基準について拡充されることになり、低所得者に対する保険税減額の 対象世帯を拡大するものでございます。

それでは別途配布しました議案第41号資料、南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の新旧対照表にて御説明いたします。左が改正後の新条例、右が改正前の旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。1ページでございます。

第2条第2項は基礎課税額の規定で、限度額を52万円から54万円に改正するものでございます。

続きまして、第3項は後期高齢者支援金等課税額の規定で、限度額を17万円から19万円に改正するものでございます。この改正による試算結果では、基礎課税分の限度額世帯数は118世帯、改正前と比較しまして3世帯の減となる見込みでございます。また、平成27年度との比較では19世帯の増でございます。後期高齢者支援金等課税額の限度額世帯数では82世帯、改正前と比較しまして9世帯の減となる見込みでございます。同じく平成27年度との比較では19世帯の増でございます。

続きまして、第26条は国民健康保険税の減額の規定でございます。 第1項では第2条と同様にそれぞれ限度額を改めるものでございま す。次ページに参ります。

第2号は、5割軽減の基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定においての被保険者の数に乗ずべき金額を現行の26万円から26万5,000円に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、5割軽減の対象世帯数は160世帯、改正前と比較しまして同数の世帯となる見込みでございます。

続きまして、第3号は2割軽減の基準の改正でございます。2割軽減の対象となる世帯の判定所得の算定においての被保険者の数に乗ずべき金額を、現行の47万円から48万円に引き上げるものでございます。この改正による試算結果では、2割軽減の対象世帯数は148世帯で、改正前と比較しまして 11世帯の増となる見込みでございます。

次に附則としまして第1項、この条例は、平成28年4月1日から 施行する。

第2項は国民健康保険税条例の経過措置を規定したものでございます。以上で、議案第41号 南幌国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

3番 原田 弘克議員。

原田議員

今回の改正については地方税法の改正ということで限度額の引き上げ、それから2割5割軽減の拡充ということで、低所得者に対して、負担の軽減を図っていくのは税法としては理解できます。ただ、今回は税率の改正がございません。ここ数年は、税率の改正がないわけですけれども、本年度もこのままでいきますと、昨年同様の税率と言う事になると思いますが、所得が安定してるのか、その辺の要因等がもしございましたら、据え置き・引き下げの検討の有無を含めてですね。所得状況の関係もあわせまして、ちょっと御説明していただきたいなというふうに思います。

議 長住民課長

住民課長。

それでは、原田議員の質問にお答えいたします。まず、試算結果で御説明したいと思います。所得の状況でございますけども、本年度につきましては、全体で22億1,600万円ほどでございます。平成27年比では、3億1,600万円の増、特に農業所得では、27年比では4億8,300万円ほど増となっておりますが、他の所得につきましては、すべて減額となっております。調定では、平成28年度では、2億4,631万4,000円でございまして、27年比では87万4,000円の減額でございます。所得が増加したにもかかわらず調定額が伸びなかった要因でございますけども、農業所得は大幅に増加しましたが、その分、限度超過額ですけども、これは医療分ですけども5,790万円ほど超過しておりまして、27年比では2,200万円ほど、さらに増加していると。そのためその部分は打ち切られます保険税に反映されない状況となっておりますので、意外と伸びなかったかなと思っております。

また被保険者数ですけども、27年比から136名の減、世帯数は32世帯の減。その中でも限度額に近い世帯の方が数件、社会保険に加入されたこともあり、それも増加しない要因かと思っております。28年度の保険税の必要額の算出に当たってですけども、歳入では、全額ですけども、試算結果では予算対比では、約320万ほど増額となっておりまして、そのほか前期高齢者交付金の26年度分の清算額が本年度3,600万円ほど、交付されたことを含めまして保険税必要額に対する比較では、約500万円ほど不足となっておりますが、不足分につきましては、繰越金の充当で対応する考えでございます。このようなことから、本年度の保険税につきましては、限度額は地方税法に基づき改正いたしますけども、税率は据え置くということで、5月19日の国保運営協議会で承認されております。

また、27年度の決算見込みですけども、繰越金が約4,000万円程度、収納率につきましては前年と同程度の97.3%近くを見込んでおります。そのため、基金につきましても、繰り入れ分を全額取り戻す状況でございますというように、御理解のほうよろしくお願いいたします。以上です。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち に採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(南幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認することに 決定いたしました。

●日程7 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて (固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程いただきました議案第42号 専決処分の承認を求めることにつきましては、行政不服審査法の改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては税務課長が説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 税務課長

内容の説明を求めます。税務課長。

それでは、議案第42号 専決処分の承認を求めることについての 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する 条例制定について御説明いたします。

行政不服審査法の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日施行に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、3月31日に専決処分として公布したところであり、本日の議会臨時会に報告し、承認を求めるものでございます。今回の改正は、附則の文言を整備するものであります。

それでは、別途配布しました議案第42号資料、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明いたします。左が新条例で右が旧条例であり、アンダーラインを付した箇所が改正部分でございます。

附則、適用区分第2項中、審査の申出・書面審理・手数料の額等・ 手数料の減免・決定書の作成の適用は、平成28年度以後の年度分の 固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査申し出を、平成28年 4月1日以後の固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録した公 示、もしくは固定資産の価格等を修正登録した公示、または納税義務 者に通知される場合に適用し、また、平成27年度までの固定資産課 税台帳に登録された価格に係る審査の申出を平成28年4月1日以前 に公示された場合に適用する旨の文言を整備するものであります。以 上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ち

に採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認すること に決定いたしました。

●日程8 議案第43号 財産の取得について(通学バス購入)を 議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第43号 財産の取得につきましては、通学バス購入にあたり、過日入札を執行したところです。契約の内容につきましては、生涯学習課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 生涯学習課長

内容の説明を求めます。生涯学習課長。

議案第43号 財産の取得について御説明を申し上げます。次ページお開きください。

1契約の目的、通学バス購入。2取得する物件、通学バス1台運転席を除いて49人乗りでございます。3契約の方法、指名競争入札。4契約金額、2,101万890円。消費税及び地方消費税の額込みでございます。本件につきましては、去る5月23日、指名2社による入札を執行しております。なお、落札率は78.5%でございます。5契約の相手方、岩見沢市大和2条9丁目2番2号、北海道日野自動車株式会社岩見沢支店、支店長 高橋 尚孝。参考といたしまして、納期契約、締結日より平成29年3月31日まで。以上で議案第43号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第43号 財産の取得について(通学バス購入)は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに 決定をいたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま した。ただいまをもって閉会したいと思いますが、御異議ありません か。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本臨時会はただいまをもって閉会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時11分)

	上記会議の経過は書記と	して記載したものであるが、	その内容に相違ないことを
_	こに署名する。		

議	長	
7	番	
8	番	